

(仮 称) 福 島 町 風 力 発 電 事 業
環 境 影 響 評 価 方 法 書 に つ い て の
意 見 の 概 要 と 事 業 者 の 見 解

令和 6 年 3 月

福島風力開発株式会社

目次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 閲覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和5年12月26日（火）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

[別紙1 参照]

令和5年12月26日（火）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

- ・北海道新聞（朝刊）
- ・函館新聞（朝刊）

※令和6年1月17日（水）、1月18日（木）に開催する説明会についての公告を含む。

② 広報による公告

[別紙2 参照]

下記の広報に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報ふくしま（令和5年12月号 No. 805）

③ インターネットによるお知らせ

[別紙3 参照]

以下のホームページに「お知らせ」を掲載した。

- ・北海道のウェブサイト
- ・福島町のウェブサイト
- ・当社 ウェブサイト

(3) 縦覧場所

地方公共団体庁舎等 3 か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 地方公共団体庁舎

- ・ 北海道渡島総合振興局保健環境部環境生活課 : 北海道函館市美原 4 丁目 6-16
- ・ 福島町役場企画課 : 北海道松前郡福島町字福島 820
- ・ 松前商工会 : 北海道松前郡松前町字福山 116

② インターネットの利用

当社ホームページに方法書の内容を掲載した。

<https://data.jwd.co.jp/info/fukushima/>

(4) 縦覧期間

令和 5 年 12 月 26 日（火）から令和 6 年 2 月 5 日（月）までとした。

地方公共団体庁舎等は土・日・祝日・年末年始を除く開庁時又は開所時とし、インターネットは常時アクセス可能とした。

(5) 閲覧者数

縦覧期間中の閲覧者数（意見書箱への投函者数）は 0 名であった。

（内訳）北海道渡島総合振興局保健環境部環境生活課 0 名

福島町役場企画課 0 名

松前商工会 0 名

（参考）インターネットによる閲覧 607 件

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

[別紙1 参照]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・開催日時：令和6年1月17日（水）15時00分から16時25分まで
- ・開催場所：福島町福祉センター（北海道松前郡福島町三岳32-3）
- ・来場者数：25名

- ・開催日時：令和6年1月18日（木）15時00分から15時45分まで
- ・開催場所：松前町ふれあい交流センター（北海道松前郡松前町唐津51-1）
- ・来場者数：6名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

[別紙3 参照]

(1) 意見書の提出期間

令和5年12月26日（火）から令和6年2月19日（月）までの間
（縦覧期間及びその後2週間とし、郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は1通、意見総数は14件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見14件であった。なお、意見は原文のままの記載としている。

表 2-1 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書1)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
1	本意見書は御社が計画中の標記事業の環境影響評価の方法に対し配慮すべき項も含め意見するものである。また事業化へは多様な環境保全評価を望むものである。 総括的事項 (1) 事業計画区域は渡島半島南部、白神岬へ到る長稜線、大千軒岳連峰の南方、松倉山に近い。位置は福島町、白符市街地から主に北を流れる二級河川桧倉川、同白符川や南を流れる潤内川に挟まれた上流、民有地が主で林道、河川含め概ね保安林である。 東西に丘陵が三本の河川を分け泥岩、礫岩など堆積岩や火山性の凝灰岩が表土を形成している。 計画区域にあたる稜線はトドマツなど針葉樹の植林地もあるがブナ、ミズナラの二次林が見られ、生態系を保つ落葉広葉樹林帯が点在し、計画地付近、松倉山の稜線に自然度の濃いブナ自然林が広く分布して稜線西部に松前町鳥獣保護区が南北に繋がる。 また、計画区には草本としエビネ類などラン科、ヤマシャクヤク等、希少種が群生し生育しているとみられる。 野鳥は流域にクマタカ、チュウヒ、森林にクマゲラなどの大型鳥類などみられ、管理鳥獣のヒグマ、エゾシカの痕跡も多く生態系が保たれた重要な地域となっていて、計画地中心は水源涵養保安林にあたる。 市街地を流れる桧倉川、白符川は過去に洪水浸水被害があり引き続き河道掘削、河岸擁壁工事などを実施しており、これにより福島町では下流上部域まで洪水土砂災害ハザードマップを作成している。 環境影響評価を実施するにあたっては土砂災害など最新の知見及び評価手法を採用し内容が簡明となるような定量的方法を用いること。	【今後の対応方針】 地元における環境情報を共有いただきありがとうございます。頂いた環境情報も参考として、今後、現地調査を実施いたします。 土砂災害については、別途森林法に定められた林地開発許可制度の中で、自治体関係部署と協議を行い、濁水対策設備の設計や対策を今後詳細に検討し、周辺の水環境に配慮の上、土砂災害の対策を講じた事業計画を策定いたします。 環境影響評価にあたっては、最新の知見及び評価手法に関して情報収集し、内容が簡明となるよう、定量的な方法を用いた予測及び評価に努めます。

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
2	(2) 本事業は、総出力 4 万 8 千 kW の風力発電所を設置する計画とし、16 基を計画区に設置することから、環境影響を回避・低減する対策と悪影響を想定した事業損失の代償(リスクヘッジ)を事業者が関係自治体、機関、団体、住民等へ提示する必要がある。	【今後の対応方針】 今後、方法書終了後の段階において方法書に記載した手法により現況の調査を行います。その際の調査結果を基に事業による環境への影響を予測及び評価し、環境保全措置を検討の上、環境への影響を回避又は十分な低減をいたします。その結果は次回の準備書に記載の上、説明会等を通じて、地元の皆様へ内容を周知いたします。
3	(3) 本事業に際し、重大な環境影響の項が生じ、これが回避又は十分な低減が科学的根拠をもとに示すことができない場合、かつ団体や住民との合意形成が困難な場合において、対象事業実施区域の絞り込みや事業規模の縮小はもとより事業計画そのものの見直しを行う必要がある。	【今後の対応方針】 方法書以降の調査を基に予測・評価し、影響の回避・低減を検討しますが、結果、回避又は十分な低減が出来ない場合におきましては配置変更・規模変更なども含めた検討を行う予定です。
4	2 個別的事項 (1) 騒音及び超低周波音、風車の影 事業計画区域の山地に住居、作業所がある場合。特に低周波音や風車の影による健康影響を含む重大な環境影響が生じるおそれがあるので、日影図の情報等に基づいた適切な方法で調査及び予測を行い、重大な環境影響の有無を評価すること。	【今後の対応方針】 超低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」(環境省、平成 28 年)によると、『風車騒音には超低周波音あるいはそれに近い周波数の成分も含まれているが、一般的な風車騒音ではこれらの低周波数成分そのものは感覚閾値以下であり、人の健康に影響を及ぼすことを示す直接的な科学的証拠は存在しない。』と記載されております。しかしながら、本事業では超低周波音についても「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(環境庁、平成 12 年)で定められた方法により調査を行い、予測及び評価を実施いたします。 風車の影については、影響範囲及び時間をシミュレーションによって把握し、「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」(環境省、平成 25 年)を参考にしながら予測及び評価を実施いたします。

表は前ページの続き

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
5	(2) 水環境 事業計画区域内の事業にあたって施業道拡幅、建設地開削などの土地改変、樹木伐採による表水。地下水の攪乱、濁水発生や土砂の流出、流亡などによる河川へ土砂流出などの負荷は少なくないと考えられることから迅速に調査で予測を行い、治水安全度の比較や濁水、陸域から海域への栄養塩の損失など近海の漁業被害も合わせ重大な環境影響の有無を早期に評価すること。	【今後の対応方針】 流域あたりの改変率を極力低減するため、今後の詳細設計にあたっては改変面積を可能な限り小さく留め、樹林の伐採範囲を極力小さく計画するよう留意して設計の上、濁水発生や土砂の流出、流亡、陸域から海域への栄養塩の損失による影響に配慮いたします。さらに、環境影響評価としては、工事期間中に造成等により一時的に発生する濁水に関して、調査、予測及び評価を実施いたします。 地下水への影響については、風力発電機設置場所付近で別途詳細な地質調査を行い、地下水脈が存在する深さまでの改変を回避するように留意いたします。
6	(3) 動物 事業計画区域内では、クマタカ、クマゲラ、オジロワシ、チュウヒ、ミサゴなどの希少猛禽類の飛翔が確認あるいは想定され、渡りの拠点、白神岬への中継地、種により通過ラインに重なるなど懸念される最重要ゾーンであることから細心の調査をもって評価をすること。なお昆虫ではRDB種のウラクロシジミ、オオゴマシジミも確認、あるいは想定され、その食草(樹)植物も確認されている。 また、大型獣は、エゾヒグマ、エゾシカ、エゾユキウサギなどが生息し、特に人的被害の多いエゾヒグマ、農林業被害の多いエゾシカなどは事業による被圧で想定外の移動範囲、距離を生みやすい。これらは風車事業と関連する管理道を利用し移動時間短縮、食害域を拡大することが報告されている。それら想定されることを評価すること。	【今後の対応方針】 対象事業実施区域及びその周囲の希少猛禽類の生息状況及び渡り鳥の利用状況について、現地調査結果及び専門家からの助言を踏まえ、適切に予測及び評価いたします。 昆虫の重要な種であるウラクロシジミ、オオゴマシジミにおいては食草となる植物に留意し、現地調査を実施いたします。 また、大型の哺乳類については、フィールドサイン調査や自動撮影カメラ等による調査を実施し生息状況を確認いたします。

表は前ページの続き

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
7	(4) 植物、生態系 事業計画区域内は殆どが水源涵養保安林であり松倉山の稜線はさみ松前町側は広い鳥獣保護区で林相が安定した保安林が広範囲に連続していると言って良い。また保安林は土地利用が規制されており林床植生が安定し生態系保護でも重要な区域である。 また、保安林の外も森林相としてブナ～ミズナラ群落、トドマツ、ヒノキ（アスナロ）等植林地など温帯～寒帯と連続の場が存在して調和が取れた森林である。林床にはエビネ、サルメンエビネ、クマガイソウ、ヤマシャクヤク、クロバナヒキオコシ、シラネアオイなどの希少草本、低木にキブシ、オオバクロモジなどが点々と存在しウラクロシジミの食草（樹）、マルバマンサクの生育も想定されるなど南方と北方の植物が重なる重要な区域である。 そのなかで風力発電設備や機材搬入路、管理道路の設置、開削はもとよりヘリ輸送などに伴う集積場や路側の掘削など土地改変での植生破壊などのによる環境影響の有無とそれらの代償を評価すること。	【今後の対応方針】 対象事業実施区域及びその周囲の植物相・植生の生育状況について現地調査結果及び専門家からの助言を踏まえ、適切に予測及び評価いたします。 風力発電機ヤードや搬入道路等の造成については、既存の林道を利用する等、改変面積を可能な限り最小限に抑え、改変による植物の重要な種及び植生への影響を極力低減するよう検討いたします
8	(5) 景観 事業計画区域は福島町の中心丘陵地帯の山間であるから景観上の不具合は少ないと考えられるが松前町側からも含めてパークゴルフ場、道の駅、キャンプ場、公園など観光スポット「眺望点」からの景観影響の予測につき評価すること。	【現状の対応状況】 風力発電機が視野角 1 度以上で視認される可能性のある範囲内において、公的なHPや観光パンフレット等に記載される眺望の情報が掲載されている地点かつ可視領域図の可視範囲に該当する主要な眺望点を確認いたしました。 その結果を踏まえ、松前町側も含む 11 地点を景観の調査地点として選定いたしました。 【今後の対応方針】 頂戴した御意見の地点も含め、引き続き、情報収集に努め、眺望目的での利用がある地点を確認できた場合は調査地点への追加を検討します。

表は前ページの続き

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
9	(6) 人と自然との触れ合いの活動の場 事業計画区域は、溪流魚釣り、春の山菜、秋のキノコなど採取する道民も多い。これについても利用にあたって適切な方法により調査及び予測を行い、環境影響の有無を評価すること。	【今後の対応方針】 頂戴したご意見を踏まえて情報収集に努め、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として機能している場所を改めて確認いたします。情報収集の結果、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として機能している場所を特定した場合には適切な調査、予測及び評価を実施いたします。
10	(7) その他 事業計画区域には発電所として送電線網をどのような経路で組むか、送電線路の線引き、電柱の設置箇所、高さ、色彩次第で環境への影響は少なくない。また、風況は期待値ではなく実測値を明らかにしたうえで、北電など契約年数と施設耐用年数に整合性があるか。さらに事業終了、もしくは、事業撤退した場合の施設取り壊し、森林、草地への計画前復元が懸念されることから、これらについても適切な方法、契約による確約及び予測を明らかにし、重大な環境影響の有無を評価すること。さらに工事中の相当量の残土、伐木など建設廃棄物についてその処理について具体的に記載すること。	【今後の対応方針】 対象事業実施区域内におきまして、送電線は可能な限り地中埋設を検討の上、環境に配慮いたします。 また、風況につきましては当然事業性にもかかわることから、期待値ではなく、実測値を基にした解析を行い、算出していく予定です。なお、それらの解析データを基に、許認可をとっていくことから、対応年数などに対する整合性についても対応していく予定です。 事業の終了時の撤去につきましては事業期間を通じて費用の積み立てを行い、対応する方針です。 工事の実施に伴う残土及び廃棄物については、その発生の抑制に努めるとともに、発生した場合の処理方法等について準備書に記載いたします。
11	(8) 所見 風力、地熱、水力、太陽光などの自然再生可能エネルギー事業を推進し電源を分散していくのはわが国の求めるところで当会、当ネットワークも反意は無い。しかしながら、環境影響評価方法書、環境影響評価の段階で本風力発電事業、実施計画区域での風力発電事業計画には次の3項で水環境（治水含）、沿岸漁業、生態系および安全へ悪影響が生ずると懸念されるため、早期に事業可否の判断をされたい。	【今後の対応方針】 防災に対する内容に関しては、別途森林法に定められた林地開発許可制度の中で、自治体関係部署と協議を行い、濁水対策設備の設計や対策を今後詳細に検討し、周辺の水環境に配慮の上、土砂災害の対策を講じた事業計画を策定いたします。なお、環境影響評価は、事業実施の可否を判断するものではなく、環境保全措置を講じることにより、周辺環境への影響を回避又は極力低減することができるについて検証することが制度の主眼になります。そのため、調査、予測及び評価を実施し、本地域の環境に重大な影響を生じさせないために、どのような対策が重要であるかを検討した上で、より良い事業計画策定に貢献する所存です。

表は前ページの続き

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
12	a. 林道、施業道および丘陵の土地改変は川への土砂流亡があり、洪水パラメータである流域流出率を上げ河川の治水安全度を悪化させると考える。	【今後の対応方針】 河川の治水環境に配慮するため、流域あたりの改変率を極力低減するため、今後の詳細設計にあたっては改変面積を可能な限り小さく留めるように留意して設計いたします。なお、林地の改変により、改変場所の流出係数が変化いたしますが、裸地に降った雨を裸地の流末に沈砂池を設置して、周辺林地に浸透させることで、流域流出率の上昇を抑制いたします。林道や管理道路の排水も短い区間に区切って、極力河川等からの離隔が取れる場所から周辺土壤に浸透させることで、流域流出率の上昇を抑制いたします。
13	b. 流域は地質が崩れやすい堆積岩が多く泥岩、礫岩層は地滑りを起こしやすく事業にあたって林道改変、風車建設などの起因で土砂災害や林道、管理用道路からの汚濁水の長期化が河川環境を変え沿岸漁業に影響を与えると考える。	【今後の対応方針】 土砂流出の対策については、別途森林法に定められた林地開発許可制度の中で、自治体関係部署と協議を行い、濁水対策設備の設計や対策を今後詳細に検討し、周辺の水環境に配慮の上、土砂災害の対策を講じた事業計画を策定いたします。林道や管理道路の排水も短い区間に区切り、極力河川等からの離隔が取れる場所から周辺土壤に浸透させることで、流域流出率の上昇を抑制するよう検討いたします。上記の対策を講じることで、河川環境への影響を極力低減し、沿岸漁業に支障が生じないよう、最大限配慮いたします。
14	c. 事業区域は松前鳥獣保護区に繋がる稜線に近く、しかも渡り鳥の通過ラインに重なり鳥の衝突事故、鳥類の飛行コース攪乱が危惧される。また事業開始することで風車の回転音、低周波がヒグマ、エゾシカの生活攪乱や森の改変で森林植生への被圧、彼らの好餌部消滅など影響は少なくないと考えられ、回避行動が市街地近い植林地、田畑や住民へ向かい人的被害、一次産業へのポテンシャルは否定できない。 これらから、安全や生態系保全上も本風力発電計画は環境へ悪影響を与えると考え意見する。	【今後の対応方針】 対象事業実施区域及びその周囲の渡り鳥の利用状況について、現地調査結果及び専門家からの助言を踏まえ、適切に予測及び評価いたします。また、ヒグマやエゾシカ等、大型哺乳類についても対象事業実施区域及びその周囲での生息状況を現地調査により確認し、その結果を踏まえ、必要に応じて、専門家等からの意見聴取や地元住民からの聞き取り等の内容も鑑み、適切な環境保全措置を検討してまいります。

○日刊新聞紙における公告

令和 5 年 12 月 26 日（火）北海道新聞（朝刊）及び函館新聞（朝刊）

お知らせ	「環境影響評価法」に基づき、「（仮称）福島町風力発電事業環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催いたします。
	一、事業者の名称 福島風力開発株式会社 代表者の氏名 代表取締役 松本 智 事務所の所在地 東京都千代田区霞が関三丁目二番五号 二、事業の名称 （仮称）福島町風力発電事業 種類 風力発電所設置事業（陸上） 規模 発電設備出力：最大四万八千キロワット （基数：最大十六基）
三、対象事業実施区域 北海道松前郡福島町 四、環境影響を受ける範囲 北海道松前郡福島町、松前郡松前町 五、縦覧の場所・時間 北海道松前郡福島町、松前郡松前町 福島町役場企画課、松前商工会、北海道 渡島総合振興局保健環境部環境生活課 ※いずれも、土日・祝日・年末年始を除く 開庁時又は開所時	電子縦覧 期間 https://data.jwd.co.jp/info/fukushima/ 令和五年十二月二十六日（火）から 令和六年二月五日（月）まで
六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、令和六年二月十九日（月）までに縦覧場所に備え付けておられます意見書箱にご投函くださるか、問い合わせ先へ郵送またはメールにてお送りください（当日消印有効）。	七、住民説明会の開催を予定する場所・日時 一、福島町福祉センター（北海道松前郡福島町字三岳三番地二） 令和八年一月十七日（水）十五時から 二、松前町ふれあい交流センター（北海道松前郡松前町唐津五一番地二） 令和八年一月十八日（木）十五時から 八、問い合わせ先 福島風力開発株式会社 〒〇〇六〇一五 東京都千代田区霞が関三丁目二番五号 霞が関ビルディング十五階 電話〇三（三五九）七四八一 土日・祝日・年末年始は除く、九時三十分から十七時三十分まで （担当 長谷川）

○広報による「お知らせ」

広報ふくしま（令和5年12月号 No.805）

「(仮称)福島町風力発電事業 環境影響評価方法書」 のお知らせ

説明会のお知らせ

福島風力開発株式会社が計画する「(仮称)福島町風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境影響評価の調査、予測および評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」に関する説明会を開催いたします。

●事業名称

(仮称) 福島町風力発電事業

●対象事業実施区域

北海道松前郡福島町

●環境影響評価方法書についての説明会

日時：令和6年1月17日(水) 午後3時～

場所：福祉センター 音楽室

(〒049-1331 福島町字三岳32番地3)

〈お問い合わせ先〉

福島風力開発株式会社

住所：〒100-6015

東京都千代田区霞が関3丁目2番5号

霞が関ビルディング15階

担当：福島風力開発株式会社 内山

(土・日・祝日を除く、9時～17時まで)

電話：03-3519-7481

縦覧のお知らせ

福島風力開発株式会社が計画する「(仮称)福島町風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境影響評価の調査、予測および評価の手法をとりまとめたので以下のとおり縦覧[※]いたします。 ※誰でも見られること

●事業名称

(仮称) 福島町風力発電事業

●対象事業実施区域

北海道松前郡福島町

●縦覧場所

福島町役場企画課

●インターネットによる公表

<https://www.jwd.co.jp/>

●縦覧期間

令和5年12月26日(火)～

令和6年2月5日(月)



●意見書受付期間

令和5年12月26日(火)～

令和6年2月19日(月)

※環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、意見書受付終了日までに、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函いただくか、下記のお問い合わせ先へご郵送ください（当日消印有効）。

●縦覧・意見書受付時間

土・日・祝日・年末年始を除く開庁時

〈お問い合わせ先〉

福島風力開発株式会社

住所：〒100-6015

東京都千代田区霞が関3丁目2番5号

霞が関ビルディング15階

担当：福島風力開発株式会社 内山

(土・日・祝日を除く、9時～17時まで)

電話：03-3519-7481

お問い合わせ先

企画課

☎ 47-3007

○インターネットによる「お知らせ」

(北海道のウェブサイト)


北海道
[北海道トップ](#)

[カテゴリから探す](#)

[組織から探す](#)

[防災情報](#)

[HOME](#) > [環境工務部](#) > [環境保全局環境政策課](#) > [環境影響評価](#) > 法103_ (仮称) 福島町風力発電事業

法103_ (仮称) 福島町風力発電事業

[ページ内目次](#)
[事業の概要](#)
[配慮書](#)
[方法書](#)

事業の概要

事業者
 福島風力開発株式会社

事業の種類
 風力発電所

事業の規模
 最大48,000kW

事業実施区域
 福島町

関係市町村
 福島町、松前町

配慮書

環境影響評価法による第二種事業であり、配慮書手続きなし。

方法書

縦覧

公表日
 令和5年(2023年)12月26日

縦覧期間
 令和5年(2023年)12月26日～令和6年(2024年)2月5日

一般意見提出期限
 令和6年(2024年)2月19日

縦覧場所

- 福島町役場企画課
- 松前商工会
- 北海道建設総合振興局保健環境部環境生活課

インターネットによる公表
[縦覧ウェブページ](#)

説明会

場所	日時
福島町／福島町福祉センター	令和6年(2024年)1月17日(水) 15:00～
松前町／松前町ふれあい交流センター	令和6年(2024年)1月18日(木) 15:00～

カテゴリ
[環境影響評価](#)

環境保全局環境政策課メニュー

- 注目情報
- 入札情報等
 - 入札
 - パブリコメ
 - 公募
- トピックス
- 関連機関
- 関連リンク
- 政策一覧
 - 行政情報
 - 環境政策
 - 環境教育
 - 協働・普及啓発
 - 環境影響評価
 - 特定の開発行為
 - 水道・飲用水
 - 大気・水環境 公害防止



道庁のSNSや
動画サイトを
大集結!

Click Here!

www.misasaru-hokkaido.jp

(福島町のウェブサイト1)



[トップ](#)>[市政情報](#)>[その他](#)>[環境アセスメント概要情報](#)

■環境アセスメントとは

環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々、専門家、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていくという制度です。（環境省「環境アセスメント制度のあらまし」より抜粋）

制度の詳細は、環境省Webサイトを参照ください。

<http://assess.env.go.jp/index.html>

■環境アセスメントに係る図書の縦覧

環境アセスメントの過程で、対象事業の実施が想定される地域の生活環境、自然環境などを与える影響について、地域の環境を良く知っている住民をはじめとする一般の人、専門家、地方公共団体などの意見を取り入れるために、環境アセスメント図書の縦覧が行われます。

縦覧は、「配慮書」、「方法書」、「準備書」、「評価書」の各段階で事業者が行います。

(福島町のウェブサイト2)

■縦覧等の情報

次の事業について、図書の縦覧等を行っています。

縦覧する図書	(仮称)福島町風力発電事業 環境影響評価方法書 (仮称)福島町風力発電事業 環境影響評価方法書〔要約書〕
事業名	(仮称)福島町風力発電事業
事業者	福島風力開発株式会社
対象事業 の種類	風力（陸上）
対象事業 の規模	風力発電所出力：最大48,000kw 風力発電機の単機出力：3,000～4,200kw 風力発電機の基数：最大16基
対象事業 実施区域	北海道福島町（対象事業実施区域の面積：約1,023ha）
縦覧期間	令和5年12月26日（火）から令和6年2月5日（水）まで
縦覧場所	福島町役場（企画課）
縦覧時間	土・日・祝日・年末年始を除く役場開庁時
意見書の 提出期限	令和6年2月19日（月）まで
電子縦覧	https://www.jwd.co.jp/
問合せ先	福島風力開発株式会社 〒100-0013 東京都千代田区森が間3丁目2番5号 森が間ビルディング15階 担当：福島風力開発株式会社 内山（土・日・祝日除く、9時～17時まで） 電話：03-3519-7250
備考	●意見書の提出について 環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見（意見の理由も含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けてあります意見書箱にご投函下さるか、令和6年2月19日（月）までに「七、問い合わせ先」へ郵送ください。（当日消印有効）

(当社のウェブサイト 1)

「風」の仲間を応援します



事業案内

発電所の
開発について

洋上風力発電
への取組み

開発実績

数字で見る
風力発電市場

風力発電ビジネス
の将来性

企業情報

採用

FAQ

お問い合わせ

▶ ENGLISH



「(仮称)福島町風力発電事業 環境影響評価方法書」の公表について

2023年12月26日
福島風力開発株式会社

環境影響評価法第5条の1に基づき、(仮称)福島町風力発電事業 環境影響評価方法書(以下「方法書」という)並びに同方法書の要約書(以下「要約書」という)を作成しましたので、同法第7条の規定に基づき公表します。

概要について

概算期間	2023年12月26日(火)から2024年2月5日(月) ※いずれも、土・日・祝日・年末年始を除く開庁時
概算場所	・北海道道庁総合振興局保健環境部環境生活課 ・福島町役場企画課 ・松前町工会

住民説明会について

- 日時：2024年1月17日(水) 15時から
会場：福島町福祉センター(北海道松前郡福島町字三益32番地3)
- 日時：2024年1月18日(木) 15時から
会場：松前町ふれあい交流センター(北海道松前郡松前町港津51番地1)

※住民説明会参加の際は、マスク着用の上、受付において手指の消毒・体温チェック・名簿への記入(住所/氏名/連絡先(電話番号))にご協力をお願いします。
ご協力いただけない場合は参加をお断りすることがございます。

意見書の提出について

意見書提出方法	概算場所に設置の意見書箱へ投函いただくか、下記問い合わせ先へご郵送ください
意見書提出期間	2023年12月26日(火)から2024年2月19日(月)
意見書様式	ご意見用紙のダウンロードはこちら

方法書の内容

- ・ [目次と目次](#)
- ・ 第1章 [調査計画と調査方法](#)
- ・ 第2章 [調査結果の目的及び内容](#)
- ・ 第3章 [調査結果の概要](#)
- ・ 第4章 [調査結果の環境影響評価](#)
- ・ 第5章 [環境影響評価の結果と対策](#)
- ・ [意見書](#)
- ・ [意見書提出方法](#)
- ・ [意見書提出期間](#)

(当社のウェブサイト 2)

お問い合わせ先

振込	福島風力開発株式会社（振込 農谷川）
住所	〒100-6015 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング15階
電話	03-3519-7481
営業時間	平日 9時30分 ～ 17時30分（土・日・祝日・年末年始は除く）

- ※なお、印刷及びダウンロードはできません。
- 方法書の著作権は事業者等が所有しています。
 - 「私的利用のための複製」や「引用」など、著作権上認められた場合を除き、無断で複製、転売、貸与、転用、他のホームページへの掲載等を行うことは、著作権法違反になる場合がありますのでご注意ください。

▶ 事業案内

・ 風力発電所とは

・ 陸上風力発電所を構成する設備

・ 洋上風力発電所を構成する設備

▶ 発電所の開発について

▶ 洋上風力発電への取組み

・ 今、期待される洋上風力への取組み

・ 日本風力開発の洋上風力発電プロジェクト

・ 洋上風設備設置について

・ 風況観測及び航路調査について

▶ 開発実績

・ 総発電容量

・ 陸上風力

・ 国内二軒

・ 海外一軒

▶ 数字で見る風力発電市場

▶ 風力発電ビジネスの将来性

▶ 企業情報

・ メッセージ

・ 会社概要

・ 沿革

・ 拠点一覧

・ グループ企業

▶ 採用

▶ お知らせ

▶ FAQ

▶ お問い合わせ

▶ プライバシーポリシー

▶ サイトポリシー

日本風力開発株式会社

Copyright©Japan Wind Development Co.,Ltd. All Rights Reserved.

○ご意見記入用紙

「(仮称) 福島町風力発電事業 環境影響評価方法書」

閲覧及びご意見用紙

ご住所 _____

ご氏名 _____

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの場合は、ご記入願います。

注1：本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。

2：この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4サイズ）の用紙をお使い下さい。